

第7期三原市障害者プラン（案）に対する意見募集の結果について

意見提出人数 （4）人 16件

該当箇所	第4章 基本目標1 理解を促進し権利擁護を推進する P.53～57
意見1	市の考え方
差別がひどい	障害のある人への差別については、54～55 ページ「理解・啓発の促進」に記載のとおり、障害者週間のイベント、講演会や講座などの各種啓発事業等の開催により、理解の促進に努めるとともに、56～57 ページ「権利擁護の推進」に記載のとおり、障害者差別解消法についての周知と啓発に努めます。
該当箇所	第4章 基本目標4 安全・安心なまちづくりを推進する (1) 住みよい環境づくりの推進 P.82～83
意見2	市の考え方
車いすの移動支援について、料金割引よりも、車いすごと乗り降りできる支援が必要。現状では、1～2週間前の予約が必要とのことで、急な用事の時に支障がある。	障害のある人の移動については、82～83 ページ「住みよい環境づくりの推進」に記載のとおり、外出支援の充実に努めます。83 ページに記載の、重度障害者タクシー利用助成事業については、登録タクシー事業者のうち、現在10社が車いすでのタクシー利用について対応を行っています。 今後も事業者へ障害のある人についての理解を啓発し、車いす利用者が、車いすに乗ったまま乗降できるユニバーサルデザインタクシーの導入や利便性向上に向け働きかけます。
該当箇所	第4章 基本目標4 安全・安心なまちづくりを推進する (1) 住みよい環境づくりの推進 P.82～83
意見3	市の考え方
トイレについて、車いすでの使用の時に向きを変える難しさがある。トイレの向きを逆さにすれば、車いす直進で座れるし、介護の方も少しは楽になるのではないか。車イス利用者の方にも、聞き取りが必要ではないかと考えられる。	82～83 ページ「住みよい環境づくりの推進」に記載のとおり、公益的施設のバリアフリー化に努めるとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境整備を推進します。 市が公益的施設を新たに建設する際には、当事者団体や社会福祉協議会と意見交換をし、バリアフリー化に努めます。 また、事業者に対しては、障害者差別解消法改正に伴う、合理的配慮の提供の義務化について周知啓発します。
該当箇所	第4章 基本目標4 安全・安心なまちづくりを推進する (1) 住みよい環境づくりの推進 P.82～83

意見4	市の考え方
<p>【バス無料優待券】年 78,835 人の利用は多すぎる。</p> <p>70 歳以上と同様【1 乗車 100 円】は徴収し、【付添人の無料】は廃止で、予算を抑制できないものか？</p>	<p>障害者優待乗車証は、障害のある人の福祉の増進と社会参加促進を目的に、多くの人に利用していただけるよう配付しており、自己負担の徴収等について現在考えておりませんが、その他の予算の抑制策については今後も検討していきます。</p>
該当箇所	第4章 基本目標4 安全・安心なまちづくりを推進する (1) 住みよい環境づくりの推進 P.82～83
意見5	市の考え方
<p>【タクシー補助】23 年4月から市は、重度障害者に対し、上限 15,000 円の支給を始めた。</p> <p>A ここまでの【累計利用者数】(4月から12月までの9か月間)を明示せよ。</p> <p>B この数字が当初の想定より多いのか少ないのか？答えよ。</p> <p>C 利用対象者は精神では1級のみと限定的。バス利用が難しい軽度障害者(てんかん含む)も利用できるよう拡大はできないものか？</p>	<p>83 ページに記載の、重度障害者タクシー利用助成事業について、利用者数は計画には掲載しませんが、現在、54 名から申請があり、26 名が利用しています。引き続き対象者が利用しやすい事業となるよう検討していきます。</p> <p>利用対象者の拡大についてのご意見は、令和5年度に開始した事業であるため、まず、対象者の利便性向上から取り組んでいきます。</p>
該当箇所	第4章 基本目標4 安全・安心なまちづくりを推進する (1) 住みよい環境づくりの推進 P.82～83
意見6	市の考え方
<p>【通勤手段】P30→回答者 512 人いて、「50.2%が仕事をしていない」。これは障害によって、「職場に1人で向かうのは不安」、「家から通勤する手段が少ない」など、P31の「通勤手段の確保が必要」につながると推測する。</p> <p>このことからP44にある、【移動支援＝付添人つきで、通勤利用可能を】、または、【タクシー補助の拡大】など、打開策を講じてもらえないか？</p>	<p>アンケート調査結果については、全てをプランに掲載はしておりませんが、「仕事をしていない」と回答した人に対して、「仕事をしていない主な理由」を聞いたところ、一番多かった回答は「障害の状況、病状により就労が困難」(58%)でした。「通勤手段がない」と回答した人は 5.1%です。移動については通勤時に関わらず課題が多いと認識しており、82～83 ページ「住みよい環境づくりの推進」に記載のとおり、通勤・通学・通所等の移動の支援について、既存の制度も含めて引き続き検討していきます。</p>
該当箇所	第4章 基本目標1 理解を促進し権利擁護を推進する (2) 権利擁護の推進 P.56～57 第4章 基本目標2 生活支援体制を充実する (4) 総合的な地域生活支援の充実 P.65～66
意見7	市の考え方
<p>【虐待・事故防止】</p> <p>①事業所内部・外部から障害者の身を守る</p>	<p>障害者施設の防犯カメラ・ドライブレコーダーの設置率については、把握していないた</p>

<p>ため、また送迎など、ドライブレコーダーの設置も不可欠である。(市議会会議録 R5.6.16 市議会一般質問への答弁によると)、防犯カメラの設置については障害者施設には、【国からの支援がある】ようだ↓ →したがって、現在の障害者施設(就労 A・B、入所・生活介護、通所等)の防犯カメラ・ドライブレコーダー設置率を明記せよ。</p>	<p>め、計画には記載しません。 なお、事業所での虐待については、56～57 ページ「権利擁護の推進」に記載のとおり、事業所における虐待防止について取り組みます。 また、事故防止については、65～66 ページ「総合的な地域生活支援の充実」に記載のとおり、障害福祉サービス事業者への業務管理体制の整備・運営状況に対して適切な監督・助言に努めます。</p>
<p>該当箇所</p>	<p>第 4 章 基本目標 2 生活支援体制を充実する (4) 総合的な地域生活支援の充実 P.65～66 第 4 章 基本目標 3 自立と社会参加を促進する (2) 雇用・就労の支援促進 P.76～77</p>
<p>意見 8</p>	<p>市の考え方</p>
<p>【就労支援中の危険阻止】 ①農福連携が加速しているが、「簡易トイレ」すら設けられておらず、熱中症対策として「空調服」の支給はない。就労支援施設に資金の余裕はないようなので、市から設置・支給してもらえないか？ ②緊急告知 FM を設けている事業所の割合は？ ③携帯電話を所持していても、【110 番・119 番】の意味を理解できない人もいる。 職員が利用者との外出時に、【職員】が倒れた時、共に電話発信不可能。手遅れになりかねない。労働災害防止の面から見て、市は施設側にどのような、コトやモノを指導・支給したらよいか？</p>	<p>①就労支援事業所における課題等については、76～77 ページ「雇用・就労の支援促進」に記載のとおり、地域自立支援協議会の就労支援専門部会と連携し、課題解決に取り組みます。 ②三原市では災害時に避難情報などの緊急情報を伝達するため、FM 告知端末を各事業者を対象とし、配付していますが、配布を受けた事業者の割合は公表していません。 ③65～66 ページ「総合的な地域生活支援の充実」に記載のとおり、障害福祉サービス事業者への業務管理体制の整備・運営状況に対して適切な監督・助言に努めます。</p>
<p>該当箇所</p>	<p>第 4 章 基本目標 3 自立と社会参加を促進する (2) 雇用・就労の支援促進 P.76～77</p>
<p>意見 9</p>	<p>市の考え方</p>
<p>【就労継続支援】 ①市内の就労 A・就労 B の事業者数を明記せよ。 ②就労 B は、令和 3 年度に 310 人の利用者がいて、一般就労に結びついたのがたった 5 人だったのは低すぎる。 →市が積極的に職を紹介する手段も講じてみてはどうか？ ③就労 B は「将来一般就労を目指す」とされるが、実際は時給 150 円で企業の下</p>	<p>①事業所数は計画に掲載しませんが、現在、就労継続支援 A 型は 0 箇所、就労継続支援 B 型は 15 箇所です。 ②障害のある人の就労については、令和 5 年度から就労推進事業を開始しました。76～77 ページ「雇用・就労の支援促進」に記載のとおり、障害者雇用の促進に努めます。 ③就労継続支援 B 型は、一般企業に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難な人に対して、就労の機会を提供</p>

<p>請けで経費削減に使われ、時に利用者は過酷な肉体労働を強いられる。職員同様、昼休憩は30分以下である。 →労基法から見る市の解釈と、就労Bの扱われ方の見解をお聴きしたい。</p>	<p>し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する障害福祉サービスです。就労継続支援事業所については、事業所を所管する県が、適切に作業が行われていることを確認しています。 就労支援事業所における工賃向上等の課題については、就労推進事業において企業に対する働きかけなどに取り組むとともに、地域自立支援協議会の就労支援専門部会で協議を行います。</p>
<p>該当箇所</p>	<p>なし</p>
<p>意見 10</p>	<p>市の考え方</p>
<p>【肝心な収入・支出のデータ】これが書かれていなかった。 ①障害年金をどのくらいの割合の人が受給しているか ②どのような収入を得て生活をしているのか？ ③1か月の医療費。市は把握できているのか？</p>	<p>ご意見の、①②③について、データ集計や把握は行っておらず、計画には掲載しません。</p>
<p>該当箇所</p>	<p>第4章 基本目標3 自立と社会参加を促進する (2) 雇用・就労の支援促進 P.76～77</p>
<p>意見 11</p>	<p>市の考え方</p>
<p>【23年12月市議会一般質問】YouTubeにて市役所職員採用（正規）は【上限30歳以下】の年齢であきらめざるを得ない現状。近隣の自治体は45歳～53歳という上限。→総務部長【他の自治体の状況を参考にしつつ、来年度から、拡大を検討する】と答弁された。 募集要件が変わることを期待しています。また、【任用職員】においては、障害に応じて労働時間数を減らし↓その分人数を増やす↑方法。そうすれば門戸を広げることができます。 今後総務部と保健福祉部が、さらに連携を強化し、障害者採用と勤務条件の発展が進むよう、期待しています。</p>	<p>職員採用資格試験の募集対象年齢の拡大等、障害のある人への就労機会が広く提供できるよう検討していきます。</p>
<p>該当箇所</p>	<p>第2章 三原市における現状と課題 (1) 「三原市障害者プラン」策定のためのアンケート調査 P.25 第4章 基本目標2 生活支援体制を充実する (2) 相談支援体制の充実 P.60～61</p>
<p>意見 12</p>	<p>市の考え方</p>

<p>全体的に前回のプランよりわかりやすくなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップやアンケート結果等の当事者の声をもととし、課題や具体的施策が示されるようになったのが良い。ただ、ワークショップやアンケートそのものを知らされない、知らない障害者も多く、一部の意見でしかない。 ・(施策) モニタリング用紙に意見を言えるような欄をもうける。モニタリングは相談支援者が多忙なため、単なる計画確認で終わるケースが多いため、そうすれば市側も実態を把握しやすく施策も改善がしやすくなる。障害者も声をあげるハードルが低くなる。 ・(施策) ワークショップのような当事者意見交換会を3ヶ月に1回位のペースで設ける。 	<p>25 ページに記載のとおり、障害者プラン策定のためのアンケート調査は、障害のある人の中から無作為抽出により選んだ人への郵送と、相談支援事業所を通じた手渡しにより実施しています。アンケートの方法については、広くご意見を聞くことができるよう、検討します。</p> <p>障害福祉サービスのモニタリング報告書は、サービス等利用計画に基づき、利用者の生活上の変化やサービス利用状況の把握など継続的に評価を行うもので、利用者の感想やニーズを確認したうえで、相談支援専門員が作成するものです。作成については、地域自立支援協議会の相談支援会議でも協議を行っていますが、ご意見のとおり本人の意見が反映されるよう、60～61 ページ「相談支援体制の充実」に記載の本人主体の障害者ケアマネジメントの推進に努め、引き続き相談支援専門員の資質向上に取り組みます。</p> <p>ワークショップについては、障害者プラン策定の年だけでなく、毎年開催しており、現在回数を増やすことは考えておりませんが、より多くの方に参加していただけるよう、周知方法を検討します。</p>
<p>該当箇所</p>	<p>第2章 三原市における現状と課題 (2) ワークショップの実施 P.41～46 第4章 基本目標1 理解を促進し権利擁護を推進する (2) 権利擁護の推進 P.56～57 第4章 基本目標2 生活支援体制を充実する (4) 総合的な地域生活支援の充実 P.65～66</p>
<p>意見 13</p>	<p>市の考え方</p>
<p>①P.43</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待のところに、当事者の欄なし。 ・権利擁護のところに支援者欄なし。支援者の意見がほしい。 <p>②虐待数(例 2023.6.16 市議会での市側の答弁)「障害者施設での R4 年度の相談通報が3件に対し認定が2件、3年度は1件に対し1件、2年度は2件に対し0件」を記入してほしい。</p> <p>③障害者施設での「利用者間トラブル」「職員から利用者への虐待」があったとしても、市は中立の一点張りで、解決には裁判をととも言われる。相談支援員も役に立たない場合もある。そうすると虐待認定やトラ</p>	<p>①41～46 ページに記載の「ワークショップの実施」について、ワークショップで出された意見を再度精査し、43 ページ②「まもる・そなえる・防ぐ」の「虐待」に当事者の意見を加えるよう検討します。また、「権利擁護、差別解消」に支援者の意見を加えるよう検討します。</p> <p>②障害者施設での虐待件数については、56～57 ページ「権利擁護の推進」に関連するデータとして掲載を検討します。</p> <p>また、同ページに記載のとおり、事業所における虐待防止について取り組みます。</p> <p>③障害者施設従事者による障害のある人への虐待に関する通報があった場合、市町村</p>

<p>ブル解決に時間がかかり、握りつぶされる可能性も出てくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(施策) 防犯カメラの設置促進、特に市内においてグループホームでの殺人もあったし、このプランでは再発防止策が示されていない。 	<p>障害者虐待防止センターの機能を有する障害者福祉課では、速やかに事実確認を行い、虐待と認定した場合、事業所への指導を行っています。57 ページの具体的取組「⑦虐待の早期発見と早期対応」に、施策の追加を検討します。</p> <p>グループホーム内でのトラブル等の対策についてのご意見は、65～66 ページ「総合的な地域生活支援の充実」に記載のとおり、障害福祉サービス事業者への業務管理体制の整備・運営状況に対して適切な監督・助言に努めます。</p>
<p>該当箇所</p>	<p>第4章 基本目標1 理解を促進し権利擁護を促進する (1) 理解・啓発の促進 P.54～55</p>
<p>意見 14</p>	<p>市の考え方</p>
<p>P.54 理解と啓発(施策) FM みはら活用「障害者を守ってくれる、こんな法律あるよ」「虐待って何? どうすればいいの」「障害者差別って何?」的なわかりやすいコマーシャルや関連番組での取り上げ。</p> <p>施策③として、町内に親や本人が障害を公表するのには大きなハードルがある。どんなに大変でも順番制のため役員をさせられない。その対策を示してほしい。他市で過去、本人の障害を理解されず、自殺に至ったケースもある。(2020 大阪)</p> <p>施策④として、障害者に対しての偏見が多く、正しく理解されないため、講演会を開いてほしい。特に認知度の低い障害を中心に。それを色々な媒体(ユーチューブ、三原テレビ、FM みはら等)で見たり聞いたりできるようにしてほしい。</p>	<p>障害のある人への理解と啓発については、54～55 ページ「理解・啓発の促進」に記載のとおり、障害者週間のイベント、講演会や講座などの各種啓発事業等の開催により、理解の促進に努めます。</p> <p>また、ご意見を参考に、多様な媒体を活用した啓発に努めます。</p>
<p>該当箇所</p>	<p>第4章 基本目標3 自立と社会参加を促進する (2) 雇用・就労の支援促進 P.76～77</p>
<p>意見 15</p>	<p>市の考え方</p>
<p>就労 B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農福連携等で施設から遠方の作業に出た場合、昼食のためもどらなければ、たぶん給食費の補助が得られないため、(往復1時間以上)利用者も職員もほとんど休憩がとれない。特に夏場は熱中症の危険もあり、この対策はどうあるべきか施策に追加を。 ・他見切り発車の農福のため、多くの問題 	<p>76～77 ページ「雇用・就労の支援促進」に記載のとおり、障害のある人の就労支援に取り組むとともに、就労支援事業所での課題解決については、地域自立支援協議会の就労支援専門部会で検討や取組を行います。</p> <p>また、その結果、必要な施策などがあれば検討します。</p>

がある。		
該当箇所	なし	
意見 16		市の考え方
<p>事務的な改善</p> <p>月次の利用実績表の文字が小さすぎ、読みづらい。印を押すスペースにも困る。もっと読みやすい表とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書に単価がのっていないものもあり、計算確認しづらい。これも分かりやすく。 		<p>障害福祉サービスの実績記録票及び請求明細書は、国が定めた様式により、事業所が作成するものであり、市では様式の変更はできませんが、拡大コピーを行うなど、合理的配慮の提供について、事業所にも周知していきます。</p>